

裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
事 件 番 号	令和4年(行ツ)第144号、同(行ヒ)第146号
事 件 名	憲法53条違憲国家賠償等請求上告事件
判決年月日	令和5年9月12日
判 示 事 項	<p>1 国会議員が、次に参議院の総議員の4分の1以上の一人として国会法3条所定の手続により国会の臨時会の召集を決定することの要求をした場合に、内閣において、20日以内に臨時会が召集されるよう同決定をする義務を負うこと又は当該国会議員が20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認を求める訴えにつき、確認の利益を欠くとされた事例</p> <p>2 憲法53条後段の規定により国会の臨時会の召集を決定することの要求をした国会議員は内閣による上記の決定の遅滞を理由として国家賠償請求をすることができるか(消極)</p>
判 決 要 旨	<p>1 〈略〉</p> <p>2 憲法53条後段の規定により国会の臨時会の召集を決定することの要求をした国会議員は、内閣による上記の決定の遅滞を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない(反対意見がある。)</p>
事案の概要	<p>平成29年6月22日、衆議院及び参議院の各総議員の4分の1以上の議員が、憲法53条後段の規定により、内閣に対し、国会の臨時会の召集を決定すること(以下「臨時会召集決定」という。)を要求し(以下「本件召集要求」という。)、内閣は、同年9月22日、同月28日に臨時会を召集するとの臨時会召集決定をした。</p> <p>本件は、本件召集要求をした参議院議員の一人であるXが、国に対し、①主位的に、Xが次に参議院の総議員の4分の1以上の議員の一人として国会法3条所定の手続により臨時会召集決定の要求をした場合に、内閣において20日以内に臨時会が召集されるよう臨時会召集決定をする義務を負うことの確認を、予備的に、上記場合に、Xが20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認を求めるとともに、②内閣が本件召集要求から92日後まで臨時会召集決定をしなかったことが違憲、違法であり、これにより、Xが自らの国会議員としての権利を行使することができなかつたなどとして、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	70巻6号